

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

（無料低額宿泊所の範囲）

第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている場合その他の事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定め

る基準(同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第7条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者となるよう努めるものと

する。

- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第 22 条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第 8 条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

- 2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

（非常災害対策）

第 9 条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、震災、風水害、噴火その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、少なくとも 1 年に 1 回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応するための必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第 10 条 無料低額宿泊所は、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) その提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (2) 第 31 条第 2 項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (3) 第 32 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

（規模）

第 11 条 無料低額宿泊所は、5 人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第 12 条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が 5 人以上 10 人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として 1 年以下のもの（入居定員が 4 人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね 20 分で移動できる範囲に設置するなど入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。
- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、規則で定める基準を満たすものとする。
- 4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、規則で定める基準を満たすものとする。
- 5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録のほか、第 21 条の規定による状況の把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(設備)

第 13 条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定を遵守するものでなければならない。

- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定を遵守するものでなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

7 第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(職員)

第14条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下この項において「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(重要事項の説明等)

第15条 無料低額宿泊所は、規則で定めるところにより、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条第1項又は第3項の規定により県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（次条第3項において「福祉事務所」という。）等の県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

(入退居)

第16条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状

況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等の県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第 17 条 無料低額宿泊所は、規則で定めるところにより、入居者から利用料の支払を受けることができる。

(サービス提供の方針)

第 18 条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が 1 つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第 19 条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに

当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

(入浴)

第 20 条 無料低額宿泊所は、入居者に対し 1 日 1 回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、

当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第21条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者の居室への訪問等により入居者の状況の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第22条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第23条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第24条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第25条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないよう、発生の予防及び発生時の対応に係る計画の作成等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、換気を十分に行うことその他の熱中症を予防するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭の管理)

第27条 入居者の金銭の管理は、当該入居者が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所に

よる金銭の管理を希望するものに対し、無料低額宿泊所が、規則で定めるところにより、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

(掲示及び公表)

第 28 条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後 3 月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第 29 条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第 30 条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第 31 条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第 85 条第 1 項の規定により運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 32 条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が

発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条第7項の規定は、令和4年4月1日から施行する。